

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(一九一・商工業振興課)
 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(一九二・商工業振興課)
 建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書閲覧規程の一部改正(一九三・建築住宅課)
 公共下水道幹線管渠等の整備に関する工事の完了(一九四・下水道課)
 道路区域の変更(一九五・道路環境課)

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)二件
 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田総合農林事務所)
 土地改良事業工事の完了(平鹿総合農林事務所)

告示

秋田県告示第百九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年三月十八日

一 届出事項の概要

秋田県知事 寺田典城

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 株式会社秋田中央ビルディング 代表取締役 佐々木 泰 英

(二) 秋田市中通二丁目六番一号
 大規模小売店舗の名称及び所在地

(三) 秋田中央ビルディング
 秋田市中通二丁目六番一号

(四) 変更しようとする事項
 小売業を行う者の開店時刻

株式会社本金西武 外十九者

ア 変更前 午前十時

イ 変更後 午前九時三十分

(四) 変更する年月日
 平成十五年三月一日

二 届出年月日
 平成十五年二月二十八日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
 縦覧場所

(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 秋田市役所 商業観光課

縦覧期間
 平成十五年三月十八日から同年七月十八日まで

四 意見書の提出先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第百九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年三月十八日

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

男鹿ショッピングセンター

男鹿市脇本脇本字石館十六外

(三) 変更する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日の午前零時
イ 変更後 二十四時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで
イ 変更後 二十四時間利用可能

(四) 変更の年月日

平成十五年三月八日

(五) 変更する理由

消費者の利便性を考慮して

二 届出年月日

平成十五年三月七日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田県知事 寺 田 典 城

男鹿市役所 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年三月十八日から同年七月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第九十三号

建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書閲覧規程
(平成十二年秋田県告示第二百四十号)の一部を次のように改正し、平成十五年四月
一日から施行する。

平成十五年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

第二条中「所在地の」を「所在地を」に、「建設事務所」を「地域振興局」に改め
る。

秋田県告示第九十四号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定に
よる公共下水道幹線管渠等の整備に関する工事が次のとおり完了したので、過疎地域
自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)第八条第一項の規定に基
づき、告示する。

平成十五年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

公共下水道の名称	工事の区間及び区域	工事の内容	工事の完了の日
八森町特定環境保全公共下水道	幹線管渠 山本郡八森町字茂浦二百七十七番地から字浜田十一番地二地先まで 終末処理場 八森浄化センター	幹線管渠及び終末処理場の設置	平成十五年三月十八日

山本郡八森町字鹿ノ浦九十二番地一、九十二番地
二、九十二番地三及び九十二番地四

秋田県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	土川神岡線	土川神岡線				八・〇〇～一五・〇〇	〇・一九〇
						一二・〇〇～二二・〇〇	〇・一九〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年三月十八日から同月三十一日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

- 一 申請のあった年月日 平成十五年三月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 能代市芸術文化協会
- 三 代表者の氏名 谷内幸保

- 四 主たる事務所の所在地 能代市字海詠坂三番二号能代山本広域交流センター内
- 五 定款に記載された目的 この法人は、能代市を中心とする地域の人々に対し、芸術文化の普及と向上のための事業を行い、もって地域社会の芸術文化の振興発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

- 一 申請のあった年月日 平成十五年二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 能代市芸術文化協会
- 三 代表者の氏名 谷内幸保

秋田県知事 寺 田 典 城

四 宮 下 正 弘
主たる事務所の所在地
秋田市上北手猿田字苗代沢二二二 一

五 定款に記載された目的
この法人は、1型糖尿病患者及びその家族に対して、糖尿病に関する正しい知識の普及・啓発・療育指導等に関する事業を行い、もって保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡昭和町土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十五年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡昭和町大久保字汲田十	鎌 田 良 雄
字北野蓮沼前山四十六番地十二	菅 原 倉 美
字後谷地十番地三	菅 原 金 治
字堤の上百三十	畠 山 三 男
字北野白洲野十九番地二	菅 原 輝 史
八丁目字木の前十九	徳 原 鉄 治 郎

二 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡昭和町大久保字汲田十	鎌 田 良 雄
字町後七十七内一	進 藤 金 悦
字北野蓮沼前山四十六番地十二	菅 原 倉 美
字後谷地十番地三	菅 原 金 治
字堤の上百三十	畠 山 三 男
字北野白洲野十九番地二	菅 原 輝 史
八丁目字木の前十九	徳 原 鉄 治 郎

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 平鹿郡大森町八沢木字中ノ又十五番地一菊地庄一郎ほか九人
完了年月日 平成十四年十二月二十日
(二)(一) 事 業 名 土地改良事業（中ノ又地区ほ場整備事業）

二 横手市中央土地改良区
完了年月日 平成十五年一月三十一日
(二)(一) 事 業 名 土地改良事業（新藤地区単小規模土地改良事業名（かんがい排水））

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarar@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄